

# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

## 第2節 市町村立学校の教職員 (任命権者)

第37条 市町村立学校職員給与負担法 (昭和二十三年法律第百三十五号) 第1条及び第2条 に規定する職員 (以下「**県費負担教職員**」という。) **の任命権は、都道府県委員会に属する。**

# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(サービスの監督)

第43条 市町村委員会は、県費負担教職員の  
サービスを監督する。

# 市町村立学校の教職員

服務監督権者は、市町村教育委員会

職務に従事することを監督

任命権者は、県教育委員会

任命、採用、休職、免職及び懲戒等（給与等の負担）

# 市町村立学校の教職員は、市町村職員

給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、  
教育水準の維持向上を図る必要があることから、

給与は当該学校を設置する市町村が負担するのが原則  
であるが、設置者負担の原則の例外として、その  
給与等については都道府県の負担とする。

身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行う  
こととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、  
教職員の適正配置と人事交流を図る。

市町村立学校における働き方改革の推進に向けて

市町村立学校の教職員は、市町村職員

服務監督権者は、市町村教育委員会

任命権者は、県教育委員会

任命権者として **県教育委員会の責任・役割**

服務監督権者として **市町村教育委員会の責任・役割**



**県教育委員会と市町村教育委員会の連携・協働**

# 国と地方公共団体との役割の分担

独立行政法人教職員支援機構

教育と法Ⅲ(地方教育行財政制度)：校内研修シリーズ No39より

## I 国の役割

### (1) 学校制度等に関する基本的な制度の枠組みの制定

学校教育法などによる学校教育制度（6・3・3・4制や就学義務制度など）の制定や教育委員会制度など地方教育行政制度の整備など。

### (2) 全国的な基準の設定

- ① 小・中・高等学校等の設置基準（組織編制、施設設備、カリキュラム、教員等）
- ② 学習指導要領等の教育課程の基準の設定
- ③ 教員免許の基準（免許状の種類、授与権者、効力等）の設定
- ④ 学級編制と教職員定数の標準の設定
- ⑤ 教科書検定の実施

### (3) 地方公共団体における教育条件整備への支援

- ① 市町村立小中学校等の教職員給与費等の国庫負担制度
- ② 公立学校の校舎の建設等に要する経費の国庫負担・補助
- ③ 教科書の無償給与

### (4) 教育事業の適正な実施のための支援措置

教育内容や学校運営等に関する指導・助言・援助

## 2 都道府県の役割

- (1) 広域的な処理を必要とする教育事業の実施、学校等の設置管理
  - 市町村立小中学校等の教職員の任命
  - 特別支援学校や高等学校などの設置運営
  
- (2) 市町村における教育条件整備への支援
  - 市町村立学校等の教職員の給与費の負担
  
- (3) 市町村における教育事業の適正な実施のための支援措置
  - 教育内容や学校運営等に関する指導・助言・援助

## 3 市町村の役割

### (1) 学校等の設置管理

市町村立の小中学校等の設置管理

図書館、博物館、公民館、体育館等の教育文化スポーツ施設の設置管理

### (2) 教育事業の実施

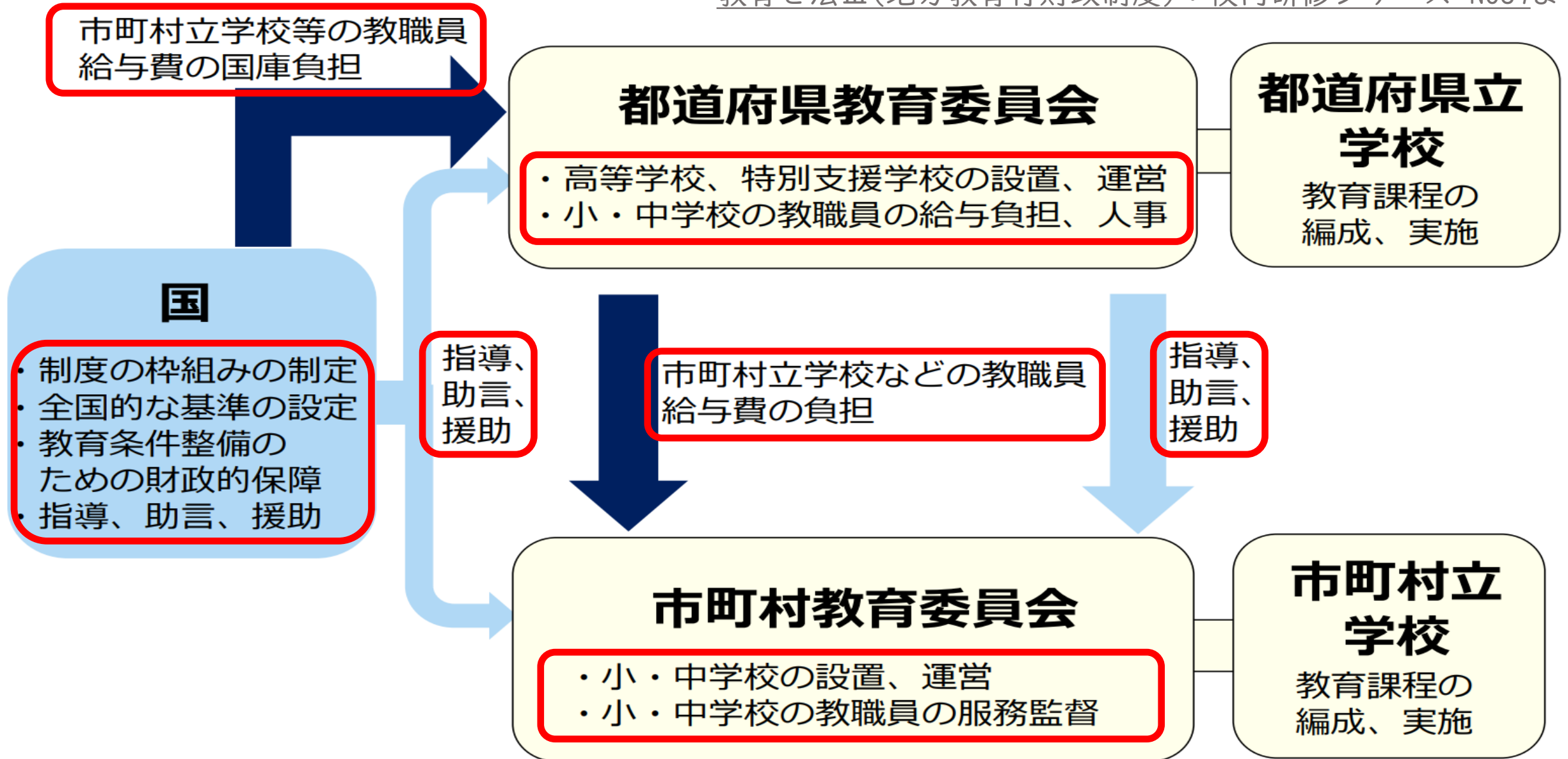
教育・文化・スポーツ等に関する各種の事業実施



# 国と地方公共団体との役割の分担

独立行政法人教職員支援機構

教育と法Ⅲ(地方教育行財政制度)：校内研修シリーズ No39より



## 北海道共同利用型校務支援システム

～すべては子どもたち一人ひとりのために～

県費負担教職員の人事異動の状況を踏まえ、  
全道での共同利用化（点から面へ）を目指して、普及・啓発を行う

平成24年：教職員の**事務負担を大幅に軽減**するとともに、子どもの育ちを教職員全体で見守る**きめ細やかな指導の充実**等を図ることを目的に「**北海道公立学校校務支援システム**」を導入

平成27年：石狩管内の4自治体28の小中学校で、児童生徒情報を扱う教務支援システムの部分に、**より操作性のよい民間ソフトウェアを導入したモデル実践**

平成28年：実践の効果を踏まえ、**民間ソフトウェアを活用したシステムに全面移行**

## 文部科学省

# 令和元年度 統合型校務支援システム導入実証研究事業 「学校ICT環境整備促進実証研究事業」

### 事業の趣旨

小中学校の教員の異動が都道府県単位で行われている実態も踏まえ、都道府県単位でのシステムの共同調達・運用を促進する

# 都道府県教育委員会と市町村教育委員会の役割分担について

## 学校のICT環境整備に係る地方財政措置

### 教育のICT化に向けた環境整備計画

現行の学習指導要領において、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、学習活動において、積極的にICTを活用することが重要となっています。

このため、平成29年度に「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえた「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」が策定され、**単年度1,805億円の地方財政措置**が講じられています。

なお、学校のICT環境整備を持続的・継続的に進めていくことは重要であり、GIGAスクール構想を踏まえた**成果や課題について検証**等を行い、新たなICT環境整備方針の策定について、令和7年度に向けて検討を進めることとしていることから、**当該計画期間を令和6年度まで2年間延長**することとしています。

### 計画において措置されているICT環境の水準

- 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**
- 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師1人1台**
- 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**  
各普通教室**1台**、特別教室用として**6台**  
(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
- インターネット及び無線LAN **100%整備**
- 統合型校務支援システム **100%整備**
- ICT支援員 **4校に1人配置**
- 上記のほか、学習用ツール<sup>(※)</sup>、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

(※) ワードソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア



## 標準的な1校当たりの財政措置額

### 都道府県

高等学校費 **434** 万円 (生徒642人程度)

特別支援学校費 **573** 万円 (35学級)

### 市町村

小学校費 **622** 万円 (18学級)

中学校費 **595** 万円 (15学級)

※上記は平成30年度基準財政需要額算定における標準的な所要額(単年度)を試算したものです。各自治体における実際の算定に当たっては、様々な補正があります。

# 教育委員会と学校

- ① 地方公共団体が設置する学校は、公立学校の管理機関である教育委員会が、設置者として学校の管理運営についての権限と責任を有している。
- ② 一方で、教育委員会は、学校の管理運営に関する事務をすべて直接執行するのではなく、教育委員会の判断により処理する事務と、学校の判断により処理する事務とを区別し、**具体的・日常的な学校運営を校長にゆだねている。**
- ③ このように、公立学校がその自主性を発揮しつつ、学校本来の目的を効果的に達成できるよう、**学校の管理運営についての教育委員会と学校の役割分担の基本的なあり方を定めているのが「学校管理規則」である。**



## 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第33条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。（以下略）

独立行政法人教職員支援機構

教育と法Ⅲ(地方教育行財政制度)：校内研修シリーズ No39より



# 教諭等の標準的な職務の明確化に係る 学校管理規則参考例等の送付について（通知）

令和2年7月17日 2初初企第14号

## 1. 本参考例の活用について

教諭等の職務内容は、関係法令等を踏まえ、**サービス監督権者である教育委員会が定めるもの**であり、本参考例はそのための基礎資料として活用していただくことを想定していること。このため、本参考例を活用して関係規定等を整備する場合であっても、**本参考例で示している規定の仕方にかかわらず、各教育委員会における既存の規定等との整合性を踏まえ、当該既存の規定等に応じた適切な形で対応いただくことを想定**していること。また、具体的な標準的な職務を定めるに当たっては、各地方公共団体における具体的な職名や各学校・地域の実情等を考慮した上で定めることが求められること。

### 3. 標準職務例に掲げていない業務について

#### 【学校の業務であるものの必ずしも教諭等が担う必要のない業務】

- ① 調査・統計等への回答に係る対応に関すること
- ② 児童生徒の休み時間における対応に関すること
- ③ 校内清掃に係る対応に関すること
- ④ 部活動に係る対応に関すること

#### 【基本的には学校以外が担うべき業務】

- ⑤ 登下校への対応に関すること
- ⑥ 学校外における放課後や夜間などの見回り，児童生徒の補導への対応に関すること
- ⑦ 学校徴収金の徴収・管理に関すること
- ⑧ 地域ボランティア等との連絡調整に関すること

# 別表 教諭等の標準的な職務の内容及びその例

## 1 主として学校の教育活動に関すること

- ① 教育課程及び学習指導に関すること
- ② 生徒指導及び進路指導に関すること
- ③ 特別な支援を要する児童生徒のために必要な職務に関すること

## 2 主として学校の管理運営に関すること

- ⑤ 学校の組織運営に関すること
- ⑥ 学校評価に関すること
- ⑦ 研修に関すること
- ⑧ 保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること
- ⑨ その他学校の管理運営に関すること



# 学校における働き方改革の推進に向けて

## 全国の学校における働き方改革事例集：令和5年3月改訂版

全国の学校における

# 働 き 方 改 革 事 例 集

令和5年3月改訂版



### 学校における働き方改革について

働き方改革チェックシート (Excel:32KB) Excel

チェックシートの活用方法 (PDF:839KB)

事務職員による学校の働き方改革 (PDF:2.6MB)

学校・保護者間の連絡手段デジタル化 (PDF:627KB)

学校における働き方改革フォーラム (動画)

# 市町村立学校における働き方改革の推進に向けて

任命権者としての県教育委員会の責任・役割は？

服務監督権者としての市町村教育委員会の責任・役割は？

## 自立・対話・協働

県教育委員会と市町村教育委員会の  
それぞれの責任・役割を明確にしたうえで、  
共に連携・協働して推進する！

# 市町村立学校における働き方改革の推進に向けて

## 沖縄県教職員業務改善推進委員会

教員が子供と向き合える時間を確保し、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくため、教育委員会における学校現場の業務改善に向けた支援を検討する。

県立学校や市町村立学校の情報共有や取り組みの推進に係る協議の場とし、沖縄県における教職員の業務改善推進に資する。

## 市町村教育委員会における教職員業務改善推進委員会

市町村立学校の教職員の服務監督権者として、各学校の情報共有や取り組みの推進に係る協議の場とし、市町村内における教職員の業務改善推進に資する。

## 地区教職員業務改善推進担当者連絡会

市町村立学校の教職員の任命権者として、地区内各市町村教育委員会の情報共有や取り組み推進に係る協議の場とし、地区内における教職員の業務改善推進に資する。

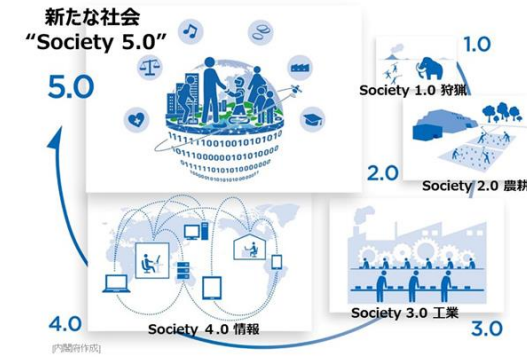
## 各公立学校における教職員業務改善推進委員会

これまで慣例的にやってきた業務も今一度見直し、優先順位をつけて、必要性の低い業務は思い切ってやめ、家庭・地域との適切な役割分担を進める。

# 市町村立学校における働き方改革の推進に向けて

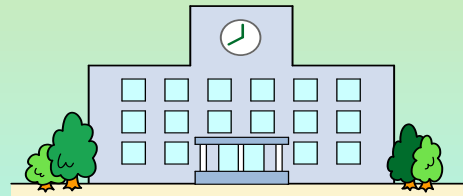
よりよい学校教育を通じて  
よりよい社会を創る（中教審答申）

工業社会(Society 3.0) → 情報社会(Society 4.0) → 超スマート社会(Society 5.0)



## 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む

学校ver.1.0「勉強」の時代 → 学校ver.2.0「学習」の時代 → 学校ver.3.0「学び」の時代



学校では子供たちの笑い声や笑顔があふれ  
子供たちと教師は笑顔で向き合っている